

押上駅・駅周辺の都市基盤等に係るあり方検討支援業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

1 目的

東京スカイツリーの開業等により、日本有数の観光拠点となったことで、押上駅や駅周辺道路においては、通勤・通学による乗換利用者等に加え、大きな荷物を抱えた訪日外国人旅行者等の利用者が増加し、駅の混雑や道路の渋滞が課題となっている。

さらに、押上～成田空港間を運行する新型有料特急の導入や、地下鉄8号線の延伸、駅周辺の開発等が予定されており、押上駅の更なる混雑が想定される。

また、押上駅周辺道路においては、東京スカイツリー開業時と比べて歩行者や車両が増加している中で、周辺開発等による将来交通需要を見据え、交通基盤計画を再整理する必要性が高まってきている。

以上のことを鑑み、押上駅を利用する区民や来街者が安全で快適に利用できる押上駅・駅周辺の実現に向けて、鉄道事業者等関係者との会議体等を設け、押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方を策定する。あわせて、押上駅周辺における都市計画道路網の交通量許容を検証する。

これらの業務において、豊富な経験や高度な情報収集分析能力を有する事業者による専門的な支援を求めするため、押上駅・駅周辺の都市基盤等に係るあり方検討に係る支援業務の受託者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

押上駅・駅周辺の都市基盤等に係るあり方検討支援業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 提案限度価格

20,000,000円(税込)

4 応募資格

事業者が本プロポーザルに参加するための資格は次の各号を全て備えることを要件とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱(平成18年9月20日18墨総契第387号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年5月16日23墨総契第135号)による入札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、墨田区で「都市計画・交通等計画業務」の等級を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去10年間に、東京都特別区内において、官公庁が発注した同種業務（2社以上の事業者の鉄道が乗り入れている駅（相互乗り入れを除く。）の再編等を含む構想や計画の作成）の受託実績を有していること。
- (8) 主任技術者は、過去10年以内に前述の実績を有する者であること。  
また、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。

## 5 プロポーザルに係る日程

項番	手続き等	期限等
1	公募期間	令和8年3月 2日（月）から 令和8年3月16日（月）まで
2	実施要領、仕様書等の配布	同上
3	質問書の提出期限	令和8年3月 5日（木）
4	質問に対する回答	令和8年3月10日（火）（予定）
5	参加申込書等の提出期限	令和8年3月16日（月）
6	審査（書類・プレゼンテーション）実施	令和8年3月26日（木）（予定）
7	審査結果通知発送	令和8年4月上旬（予定）
8	契約の締結	令和8年5月上旬（予定）

## 6 実施要領及び必要書類の掲載

- (1) 配布日  
令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで
- (2) 配布方法  
墨田区ウェブサイトからのダウンロードによる。  
URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 7 本プロポーザルに係る質問受付及び回答

本プロポーザルに係る質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限 令和8年3月5日（木）午後5時まで【必着】  
※受付期間を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 受付方法 別紙「質問書」（様式5）により、次のメールアドレスあて電子メールで提出すること。  
メールの件名は「【社名】押上駅あり方検討プロポ質問書」とすること。  
メールアドレス：RITTAIKA@city.sumida.lg.jp  
※電話及びFAX並びに訪問での質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 令和8年3月10日（火）（予定）までに、質問者名を伏せた上で区ウェブサイトへ回答を掲載する。

## 8 提出書類

### (1) 参加申込書等

#### ア 提出書類

- (ア) 参加申込書兼企画提案書等提出届 (様式1)  
※代表印を押印の上提出すること
- (イ) 事業者概要 (様式2)  
※会社案内のパンフレットがあれば添付すること
- (ウ) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式3)
- (エ) 商業登記履歴全部事項証明書
- (オ) 納税証明書
- (カ) 業務実績調書 (様式4)  
※実績が確認できる書類を添付すること

#### イ 提出部数

1部

### (2) 企画提案書等

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 配置予定主任技術者調書 (様式6)
- (ウ) 参考見積書

#### イ 提出部数

7部 (正本1部、副本6部、電子データ (CD-R) 2部)

#### ウ 提出に当たっての注意事項

- (ア) 印刷は、基本片面印刷とする。
- (イ) 副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。
- (ウ) 資料は1部ずつファイルに綴じ、様式毎にインデックスを貼り付けること。
- (エ) 電子データ (PDFデータ) においても会社名等を明記したもの (正本) と伏せたもの (副本) それぞれ提出すること。

#### エ 企画提案書の内容

企画提案書の記載事項は、別紙の仕様書に基づくものにするるとともに、次に掲げる事項は必ず記載し、配置予定主任技術者調書及び参考見積書を除き、A4判用紙長辺綴じで5枚以内 (片面印刷、両面印刷どちらも可) にまとめることとする。

##### (ア) 業務の実施方針

- a 業務の実施方針
- b 業務体制図
- c 業務の実施手順及びスケジュール

##### (イ) 仕様書の業務内容に記載された次の事項の実施方法

- a 押上駅・駅周辺の現況及び課題整理
- b 押上駅の将来利用者数の推計
- c 押上駅・駅周辺のあり方及び施策メニュー案の検討
- d 会議運営支援
- e 関係者協議支援
- f 都市計画道路網の交通量許容の検証
- g 打合せ協議

h 技術的助言

(ウ) 課題提案

本実施要領の目的に記載されている状況、課題等を踏まえ、次の項目について提案すること。

提案内容

**① 押上駅・駅周辺の現況及び課題整理の手法について**

押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方を検討する上では、駅や鉄道に関する専門的知見や、有効となるデータの収集・分析手法が重要であると考えている。

そこで、貴社の豊富な経験や専門的な知識を活用し、「押上駅を利用する区民や来街者が安全で快適に利用できる押上駅・駅周辺の実現」に向けて、どのようなデータ分析や調査を行い、その結果に基づいて現況や課題を整理するとよいのか、その分析手法について他事例も踏まえながら提案すること。

**② 「押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方」のアウトプットイメージ及び周知方法について**

「押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方」とは、概ね2040年代を展望した押上駅や駅周辺の都市基盤等の将来像（将来あるべき姿）を描き、その実現の方向性を示すビジョンである、と考えている。このあり方は、今後、鉄道事業者等関係者との調整・協議していく上で非常に重要なものであるとともに、地域住民への情報発信素材としても、まちづくりの機運を醸成していく上で重要なものである。

これらを踏まえ、鉄道事業者等関係者との円滑な調整・協議ができ、また、地域住民の理解や共感が得られる「押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方」のアウトプットイメージ（内容、構成等）及び周知方法（情報発信の工夫等）について、他事例も踏まえながら提案すること。

**③ 鉄道事業者等関係者との会議の進め方について**

墨田区では、上記会議を令和8年度において3回（令和8年7月下旬～8月上旬、令和9年1月中旬及び同年3月下旬を想定）開催することを想定しているが、各回で議論する内容について詳細化する必要がある。

これを踏まえ、スケジュール案及び各回論点事項を詳細化し、提示する資料等について他事例も踏まえながら提案すること。

なお、関係者としては、鉄道事業者、駅周辺の開発事業者、駅周辺の大規模商業事業者、国・都及び学識経験者を想定している。

(エ) その他の独自提案

その他、委託内容から考えられる貴社独自の提案があれば記載すること。

オ 配置予定主任技術者調書の内容

(ア) 配置予定主任技術者の保有資格等については、登録証等の写しを添付すること。

(イ) 主任技術者として同種委託業務の実績を記載し、記載件数は3件以内とする。

(ウ) 本様式に記載する業務実績は、本プロポーザル実施要領4(7)に規定する業務とする。

(エ) 上記業務に係る契約書及び仕様書の写し並びに主任技術者として従事したことを確認できる資料を添付すること。

カ 参考見積書の内容

仕様書の内容に基づき、人件費、運営経費、その他の経費で項目を分け、作業費については必ず「人日」及び「単価」を記載する等、詳細な内訳書を作成すること。

(4) 提出期限

令和8年3月16日(月)午後5時【必着】

(5) 提出方法

持参又は郵送(必着)とする。

※ 持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※ 郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

※ 電子メールによる提出は不可とする。

(6) 提出先

墨田区 都市整備部立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課(墨田区役所9階)

9 選定方法

本区職員で構成する選定委員会による書類及びプレゼンテーション審査にて、受託候補者を選定する。

なお、審査は、令和8年3月26日(木)(予定)に実施し、企画提案内容に関するプレゼンテーション(15分以内)及び選定委員会によるヒアリング(10分程度)により行う。審査の実施日時、場所、必要な持ち物等の詳細は別途連絡する。

10 審査項目及び審査基準

合計100点

審査項目	審査基準	配点
業務の実施方針	・押上駅・駅周辺の都市基盤の特性や本業務の目的及び内容を理解した上で、適切な提案になっているか。	15
業務の実施体制	・業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識、資格及び経験を有する人材が配置されているか。	15
業務の実施工程	・スケジュール、作業項目及び作業期間等が具体的に提示されており、作業工程や内容等が適切であるか。	10
業務の実施方法	・効率的かつ実効性のある手法や内容等について、優れた提案がなされているか。	10
課題提案① (押上駅・駅周辺の現況及び課題整理の手法)	・どのようなデータ分析や調査を行い、現況や課題を整理するとよいのか、その分析手法について、優れた提案がなされているか。 ・他の有用な事例を踏まえた提案となっているか。	10

課題提案② (押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方の編集方法及び周知方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者等関係者との調整・協議を円滑に進めることのできる、また、地域住民の理解や共感が得られる押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方の編集方法(内容、構成、情報発信の工夫等)について、優れた提案がなされているか。</li> <li>・他の有用な事例を踏まえた提案となっているか。</li> </ul>	10
課題提案③ (鉄道事業者等関係者との会議の進め方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール案及び各回論点事項を詳細化し、提示する資料等について、優れた提案がなされているか。</li> <li>・他の有用な事例を踏まえた提案となっているか。</li> </ul>	10
その他の独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自性、優位性があり区にとって有益な提案がされており、実現が期待できるか。</li> <li>・区の課題やニーズを配慮した提案になっているか。</li> </ul>	5
参考見積書に関する審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。</li> <li>・提案内容に照らして適切な金額設定がなされているか。</li> </ul>	5
事業者に関する審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか。</li> </ul>	5
業務実績に関する審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか。</li> </ul>	5

## 11 事業者の選定

審査結果については、別途通知する。審査結果の異議申立ては受け付けない。

## 12 契約手続

### (1) 契約の締結

選定された事業者は、受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則(昭和39年墨田区規則第11号)に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

### (2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

## 13 その他

- (1) 区は、今回の事業者選定の目的以外には応募書類等を使用しない。
- (2) 参加者及び参加予定者がプロポーザルに参加し、又は参加するための準備に要した費用は、参加者又は参加予定者が負担する。
- (3) 区は、採用された企画提案書の内容について、選定委員会における審査結果に抵触しない範囲で事業者と協議の上、変更することができる。
- (4) 区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 参加者又は参加予定者から提出された書類は返却しない。

- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日条例第 3 号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (7) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ア 実施要領に定める手続を遵守しない場合
  - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

#### 14 問合せ

墨田区 都市整備部立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課  
担当 寺山、高山

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所9階）

電話：03-5608-6263 FAX：03-5608-6409

メールアドレス：RITTAIKA@city.sumida.lg.jp